長野県公安委員会告示第　４４　号

弁　明　通　知　公　示　送　達　書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第５１条の４第６項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第７項の規定により、通知します。

なお、同条第６項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年7月1日

長野県公安委員会

記

1　弁明書の提出先

〒380-8510　長野県長野市大字南長野字幅下６９２－２
長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

2　弁明書の提出期限

令和8年7月31日まで

3　弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁　明　の　件　名
橋　麻衣	放置違反金の納付命令に関する件（第 48-101-260302-177047 号）
橋　麻衣	放置違反金の納付命令に関する件（第 48-101-260310-344425 号）
橋　麻衣	放置違反金の納付命令に関する件（第 48-101-260314-350235 号）
福澤　憂祐	放置違反金の納付命令に関する件（第 48-132-260309-349706 号）

注　道路交通法第５１条の４第７項の規定により、この公示をした日から起算して２週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。